

(別紙) 事案の概要及び処分等の理由

**1 谷脇 康彦（倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項違反）**

令和2年10月7日、利害関係がある事業者から、手土産（約6,000円）及びタクシーチケット（約8,000円）を受領したほか、供応接待を1件（約47,000円）受けた。さらに、平成30年10月9日から令和元年10月23日までの間、同事業者と利害関係がない期間において、同事業者から、供応接待を3件（約57,000円）受けた。

※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。

**2 吉田 真人（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）**

令和2年12月8日、利害関係がある事業者から、手土産（約2,000円）及びタクシーチケット（約5,000円）を受領した。さらに、平成28年8月8日から令和2年12月8日までの間、同事業者から、供応接待を5件（約58,000円）受けた。

※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。

**3 秋本 芳徳（倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項違反）**

令和2年7月30日及び同年12月10日、利害関係がある事業者から、手土産（2,000円）及びタクシーチケット（2件、約6,000円）を受領したほか、供応接待を2件（約27,000円（自己負担相当額（2件、約37,000円）と支払額（1件、10,000円）の差額））受けた。さらに、平成28年7月20日から平成31年2月14日までの間、同事業者と利害関係がない期間において、同事業者から、供応接待を5件（約29,000円（自己負担相当額（5件、約58,000円）と支払額（5件、29,000円）の差額））受けた。

※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。

**4 湯本 博信（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）**

令和2年12月14日、利害関係がある事業者から、手土産（1,600円）を受領した。さらに、令和元年11月27日及び令和2年12月14日、同事業者から、供応接待を2件（最大で約22,000円）受けた。

**5 吉田 恭子（倫理規程第3条第1項第6号違反）**

令和元年8月30日から令和2年8月5日までの間、利害関係がある事業者から、供応接待を5件（約63,000円）受けた。

※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。

**6 井幡 晃三（倫理規程第3条第1項第6号違反）**

平成31年2月6日から令和2年8月12日までの間、利害関係がある事業者から、供応接待を最大で5件（最大で約61,000円）受けた。

**7 奈良 俊哉（倫理規程第3条第1項第6号違反）**

平成30年12月12日及び令和元年12月17日、利害関係がある事業者から、供応接待を2件（約18,000円）受けた。

**8 玉田 康人（倫理規程第3条第1項第6号違反）**

平成31年1月23日、利害関係がある事業者から、供応接待を1件（最大で約9,000円）受けた。

**9 豊嶋 基暢（倫理規程第5条第1項違反）**

令和元年8月1日及び同年11月28日、利害関係がない事業者から、供応接待を2件（約22,000円）受けた。

**10 三島 由佳（倫理規程第3条第1項第6号違反）**

令和元年8月22日、利害関係がある事業者から、供応接待を1件（約8,000円（自己負担相当額（約17,000円）と支払額（8,400円）の差額））受けた。

**11 課長補佐級職員（倫理規程第3条第1項第6号違反）**

令和元年9月3日及び同年11月29日、利害関係がある事業者から、供応接待を2件（約21,000円）受けた。